

滋 図 第 10 号
平成 23 (2011) 年 1 月 21 日

宮部 龍彦 様

滋賀県立図書館
館長 岸本 岳文



資料の閲覧・複写について（回答）

先に申し込みいただきました「滋賀の部落 第一巻」の閲覧および複写について下記のとおり回答いたします。

記

① 「滋賀の部落 第一巻」の閲覧について

「滋賀の部落 第一巻」は滋賀県内の部落地名が一覧できるということで、当館「制限図書利用要綱」の「第一条（1）人権を侵犯する恐れのあると判断された資料」に該当します。これらの資料は制限図書の中でも、内容が公開されると人権侵害につながるおそれがあるため、閲覧についての利用を制限しているものであります。

今回の閲覧の目的が、先にお聞きした『同和対策地域総合センター要覧』の開示を求める訴訟において、訴訟の証拠として裁判所に提出する」ということであり、そのことは同和地区名の公開につながることと考えます。

また、この裁判に証拠として提出するということは、「滋賀の部落 第一巻」に掲載されている地区名や所在地を公開することと同様と考えられます。したがって、閲覧により人権侵害のおそれがあると認められますので、図書館として制限をしている趣旨からみて、閲覧は許可できません。

② 「滋賀の部落 第一巻」の複写について

閲覧と同様の理由により、複写は許可できません。

担当

滋賀県立図書館 調査協力課

北市 和彦

TEL 077-548-9691 FAX 077-548-9790